

引当金(IAS第37号)の測定における不履行リスクの取扱い

割引計算に用いる利子率に
不履行リスクを反映すべきか？

赤塚尚之

Naoyuki Akatsuka

滋賀大学 経済学部 / 准教授

IAS第37号「引当金、偶発負債、および偶発資産」は、引当金¹⁾の割引計算を行う際に「不履行リスク(自己の信用リスク)」を反映すべきか、明確にしていない²⁾。また、不履行リスクの取扱いを決定することは、「会計方針の選択」の範疇にあると解されることもある。このような事情により、不履行リスクの取扱いをめぐる会計実務が法域や業種を問わず多様化し、引当金額の企業間比較が困難となっている(IASB 2015, par. 3.27; IASB 2020b, par. 3.26; IASB 2022g, p. 6; IASB 2022k, p. 7)。

これについて、国際会計基準審議会(IASB)の「維持管理プロジェクト」³⁾に分類されるプロジェクトである「引当金一時的な改善」(以下、「引当金プロジェクト」)は、不履行リスクの取扱いを検討対象としている。本稿は、引当金プロジェクトの動向をふまえ⁴⁾、引当金の割引計算における不履行リスクの取扱いを検討するものである⁵⁾。なお、引当金プロジェクトは、IASBが2018年に公表した概念フレームワーク「財務会計に関する概念フレームワーク」を考慮外としている。また、引当金プロジェクトは、現在、利害関係者の意見を集約しているところである⁶⁾。本稿は、このような現実の基準設定における制約をふまえ、「現行基準を所

1)「引当金(Provision)」とは、「金額または時期に不確実性を有する負債」(IAS 37, par. 10)をいう。

2) 引当金の測定規定に対する全般的な評価については、例えばIASB(2019, Appendix A)を参照。

3)「維持管理プロジェクト」は、IFRS基準の適用上の諸問題を取り扱い、IASBまたはIFRS解釈指針委員会(IFRS-IC)によるIFRS基準の部分改訂または解釈の付与を行うことを目的としたプロジェクトである。

4) 2022年10月以降、不履行リスクの取扱いについて本格的な検討が行われている。とくに、2022年10月開催のIASB会議に向けて公表された「スタッフペーパー12A」(IASB 2022f)は、不履行リスクの取扱いにのみ焦点を当てた初の本格的な資料であり、以前の諸資料と比べて内容が格段に充実している。

与としたうえで、不履行リスクの取扱いを演繹的に決定するアプローチ」⁵⁾を採り、より理念的な取扱いを明らかにすることとしたい。

本稿の概要は、次のとおりである。Ⅱ節は、まず、関連する用語を整理し、本稿における用法を明らかにする。次に、設例を用いて、不履行リスクが企業の会計数値および各種比率に及ぼす影響を確認する。Ⅲ節は、不履行リスクの取扱いについてIAS第37号から導出される解釈を整理する。Ⅳ節は、不履行リスクの取扱いを決定する要因を識別したうえで、検討に用いる要因を独自に7つ選定し、その詳細に言及する。Ⅴ節は、本稿が識別した決定要因を「主要な決定要因」と「副次的な決定要因」に独自に分類したうえで、主要な決定要因に基づき不履行リスクの取扱いを決定する。さらに、副次的な決定要因の役割機能についても考察する。Ⅵ節は、本稿の結論を提示するとともに、結論の制約と結論をふまえた課題について言及する。

Ⅱ 不履行リスクとは

2.1 用語の整理と用法

IFRS第13号「公正価値測定」は、「不履行リスク(non-performance risk)」を「企業が義務を履行しないリスク」(IFRS 13, Appendix A)と定義している⁷⁾。

5) 本稿は、引当金プロジェクトと同様、引当金の測定額に不履行リスクを反映する場合、不履行リスクを割引計算に用いる利子率に調整することを前提としている。

6) 本稿の執筆時点において、CMAC会議(10月)およびGPF会議(11月)における意見聴取が行われており、今後、ASAF会議(12月)における意見聴取が予定されている。なお、本稿は、2022年11月30日時点において入手可能な資料に基づき執筆している。

7) IAS第37号は、「不履行リスク」と「自己の信用リスク」のいずれも定義していない。

8) IFRS第7号「金融商品：開示」は、「信用リスク(credit risk)」を「金融商品の一方の当事者が義務を履行しないことにより、もう一方の当事者に財務上の損失が生じるリスク」(IFRS 7, Appendix A)と定義している。

不履行リスクの主要な構成要素は、企業の「自己の信用リスク(own credit risk)」⁸⁾である。そして、自己の信用リスクは、企業の信用状況のほか、例えば次に示す負債に固有の要素の影響を受ける(IASB 2022f, p. 2 and par. 5.9; IASB 2022h, p. 6; IASB 2022k, p. 6)。

- ・担保資産の価値⁹⁾
- ・相手方法的地位¹⁰⁾
- ・清算における優先劣後関係¹¹⁾
- ・負債の履行に備えて用途を制限された資産¹²⁾の価値

また、自己の信用リスクのほかにも、例えば、「オペレーショナルリスク(operational risk)」、「商業リスク(commercial risk)」、および「規制リスク(regulatory risk)」³⁾が、不履行リスクの構成要素となる。これらは、いずれも負債に固有の要素である(IASB 2022f, p. 2 and par. 5.9; IASB 2022h, p. 6; IASB 2022k, p. 6)。

このように不履行リスクの構成要素を概観すると、不履行リスクの構成要素が自己の信用リスクに限られるわけではないことが分かる(IFRS 13, Appendix A)。つまり、「不履行リスク」と「自己の信用リスク」は、常に同義であるとは言い切れないわけである。しかし、事実として、双方は、基準・概念レベルを問わず互換的に用いられてきた¹³⁾。

9) 同一企業が発行し、かつ、担保以外の条件がすべて同一であるとして、担保付きの負債の信用リスクは、担保なしの負債の信用リスクと比べて低く(時としてゼロに近く)なる(IFRS 9, par. B5.7.13)。

10) 企業の清算に際し、優先債権者は、他の債権者に優先して弁済を受ける地位にある。

11) 環境関連の負債は、他の負債よりも清算順位が高く設定されることがある(法域による)。

12) IAS第37号に関していえば、いわゆる「廃棄基金」(IFRIC 5, par. 1)がこれに該当する。

13) 2022年10月以前の引当金プロジェクトおよび概念フレームワークも、双方を互換的に用いている(IASB 2015, par. 3.25; IASB 2018, par. 6.92; IASB 2020b, par. 3.23)。

これについて、「スタッフペーパー12A」（注4を参照）は、かかる経緯さらには2022年10月以降の引当金プロジェクトが不履行リスクのすべての構成要素を検討対象とすることをふまえ、次に示す場合を除き、「不履行リスク」と表記することとした（IASB 2022f, p. 2）。そして、本稿が引用する原典のほとんどが「スタッフペーパー12A」と共通することから、以下、本稿もこれに倣い表記する。

- ・不履行リスクの構成要素のうち、企業の信用状況に関する構成要素に言及する場合
- ・「信用リスク」または「自己の信用リスク」を用いる原典を引用する場合

2.2 会計数値および各種比率に及ぼす影響

不履行リスクを引当金の割引計算に用いる利子率に反映する場合と反映しない場合とでは、企業の会計数値さらには各種比率にいかなる相違がもたらされるのであろうか。これについて、IAS第37号の適用対象となる項目のうち、とくに割引計算の影響を受けやすい項目のひとつとされる資産除去義務に関する設例（「スタッフペーパー12A」）をもとに確認する¹⁴。次頁の表1は、前提条件を列挙したものである。A社とB社の条件は、引当金の割引計算に用いる利子率を除き、すべて同一である。自明といってよいであろうが、割引計算に用いる利子率は、不履行リスクを反映すると無リスク利子率よりも高くなる。その結果、引当金額は、小さくなる。次頁以降の表2ないし表5は、不履行リスクを反映しないA社と不履行リスクを反映するB社の計算結果を取りまとめたものである。

計算結果を比較すると、不履行リスクの取扱いの相違は、石油リグの稼働期間(30年間)にわたり、主に2社の会計数値および各種比率に次の相違を

もたらすことが分かる（IASB 2022f, par. 2.2）。そして、このような相違は、企業間の比較可能性を大きく損なう要因となる（IASB 2020b, pars. 2.2 and 3.26）。

- ・不履行リスクを反映するB社が所有する石油リグの取得原価は、不履行リスクを反映しないA社と比べて小さくなる（表2および表3）。
- ・B社の引当金（資産除去義務）の当初認識額は、A社と比べて小さくなる。これに伴い、B社の負債合計とギアリング比率は、A社と比べて小さくなる（表2および表3）。さらに、B社の金融費用（割引計算に伴う振戻額）は、A社と比べて大きくなる（表4および表5）。
- ・B社が所有する石油リグの減価償却費は、A社と比べて小さくなる。これに伴い、B社の売上総利益と売上総利益率は、A社と比べて大きく（高く）なる（表4および表5）。
- ・石油リグが稼働する前半期（1～20年目）において、B社の税引前利益は、A社と比べて大きくなる。他方、後半期（20年目以降）において、B社の税引前利益は、A社と比べて小さくなる（表4および表5）。

¹⁴ 石油・ガス業、採掘業、ユーティリティ業（電力業等）、および通信業に生じる資産除去義務や環境修復負債といった超長期かつ多額の負債（引当金）の測定額は、割引計算をつうじて大幅に減少する（IASB 2022f, par. 2.1）。

表1 前提条件

<ul style="list-style-type: none"> 石油会社2社（A社とB社）は、同一の石油リグを個々に取得した。A社とB社の石油リグの耐用年数はいずれも30年、耐用年数到来時点における石油リグの除去費用の見積額はいずれもCU1,000である。 石油リグを取得した時点において、除去費用相当額を引当金（資産除去義務）として認識するとともに、同額を石油リグの取得原価に算入する。 石油リグは、定額法によって減価償却を行う*。減価償却費は、損益計算上、売上原価の構成要素として認識する（売上総利益の計算に影響を及ぼすこととなる）。 資産除去義務の特性に照らして、引当金の決済に要するキャッシュアウトフローには、不履行リスクに対するプレミアムを加算しない（IV節(4.2)を参照）。 引当金は、割引計算を行う。A社は、無リスク利率（2%）を用いる。B社は、無リスク利率に不履行リスクを反映した利率（5%）（＝無リスク利率2%＋不履行リスクプレミアム3%）を用いる。除去費用の見積額CU1,000の割引現在価値（引当金の当初認識額）は、A社がCU552（$\approx 1,000 \div (1.02)^{30}$）、B社がCU231（$\approx 1,000 \div (1.05)^{30}$）である。 割引計算に伴う振戻額は、損益計算上、金融費用として認識する。

*設例において、石油リグの取得原価は明らかにされていない。したがって、石油リグ全体としての減価償却費は算定不能である。

(IASB 2022f, Example 2 (par. 2.2) ; IAS 16, par. 16(c) ; IFRIC 1, par. 8をもとに筆者作成)

表2 A社の計算結果(財政状態の数値に及ぼす影響)

(単位: CU)

	10年後	20年後	30年後
石油リグの取得原価(簿価)への算入額*	368	184	0
引当金額*	(673)	(820)	(1,000)
純資産に対する影響額	(305)	(636)	(1,000)

*当初認識額は、CU552である。

(IASB 2022f, Example 2 (par. 2.2)をもとに筆者作成)

表3 B社の計算結果(財政状態の数値に及ぼす影響)

(単位: CU)

	10年後	20年後	30年後
石油リグの取得原価(簿価)への算入額*	154	77	0
引当金額*	(377)	(614)	(1,000)
純資産に対する影響額	(223)	(537)	(1,000)

*当初認識額は、CU231である。

(IASB 2022f, Example 2 (par. 2.2)をもとに筆者作成)

表4 A社の計算結果(財務業績の数値に及ぼす影響)

(単位:CU)

	1年目～10年目 (累計額)	11年目～20年目 (累計額)	21年目～30年目 (累計額)	合計
売上総利益に対する影響額	(184)	(184)	(184)	(552)
金融費用に対する影響額	(121)	(147)	(180)	(448)
税引前利益に対する影響額	(305)	(331)	(364)	(1,000)

(IASB 2022f, Example 2 (par. 2.2) をもとに筆者作成)

表5 B社の計算結果(財務業績の数値に及ぼす影響)

(単位:CU)

	1年目～10年目 (累計額)	11年目～20年目 (累計額)	21年目～30年目 (累計額)	合計
売上総利益に対する影響額	(77)	(77)	(77)	(231)
金融費用に対する影響額	(146)	(237)	(386)	(769)
税引前利益に対する影響額	(223)	(314)	(463)	(1,000)

(IASB 2022f, Example 2 (par. 2.2) をもとに筆者作成)

Ⅲ 不履行リスクの取扱いに関する 現行規定の解釈

3.1 測定原則 (パラグラフ36および37)

3.1.1 パラグラフ36に基づく解釈

IAS第37号パラグラフ36は、引当金を「報告期間の終了日において、現在の義務を決済するために要する支出額の最善の見積り」によって測定することとしている(IAS 37, par. 36)。ここで、企業が相手方に不履行リスクに関する補償としてのプレミアムを支払う必要がなければ、プレミアムの支払額がパラグラフ36にいう「現在の義務を決済するために要する支出額」に該当することはない。そして、企業が相手方にプレミアムを支払う必要がなく、引当金の決済に要するキャッシュアウトフローに当該プレミアム相当額を加算する必要がないにもかかわらず、不履行リスクを反映した利子率によって割引計算を行うことによって引当金額

を減少させること(Ⅱ節(2.2)において提示した設例のB社の計算結果)は、パラグラフ36に明らかに反する。つまり、パラグラフ36は、「現在の義務を決済するかまたは決済しないことによって生じる支出額の最善の見積り」を求めるとはならないということである。したがって、企業が相手方に不履行リスクに関する補償としてのプレミアムを支払う必要がなく、引当金の決済に要するキャッシュアウトフローに当該プレミアムが加算されない場合、不履行リスクを反映しないことがパラグラフ36に即した取扱いとなる(IASB 2022f, pars. 5.35-5.36 (a))。

その一方で、企業が相手方にプレミアムを支払う必要があれば、プレミアムの支払額は、パラグラフ36にいう「現在の義務を決済するために要する支出額」に該当する。したがって、企業が相手方に不履行リスクに関する補償としてのプレミアムを支払う必要があり、引当金の決済に要するキャッシュ

アウトフローに当該プレミアムが加算される場合、不履行リスクを反映することがパラグラフ36に即した取扱いとなる(IASB 2022f, par. 5.36(b))。

ちなみに、IAS第37号の適用対象となる項目には、プレミアムを支払う必要がない項目と必要がある項目のいずれも実在する(IV節(4.2)を参照)。

3.1.2 パラグラフ37に基づく解釈

IAS第37号パラグラフ37は、パラグラフ36にいう「現在の義務を決済するために要する支出額の最善の見積り」について、「報告期間の終了日において、義務を決済するかまたは第三者に移転するために要する合理的な支払額」を意味するとしている(IAS 37, par. 37)。これは、「相手方(注25を参照)が企業に要求する支払額」である。そして、「相手方が企業に要求する支払額」には、企業が義務を決済しない可能性、つまり、企業の自己の信用リスクが加味される(IASB 2020b, par. 3.25)。

したがって、パラグラフ36とは異なり、プレミアムの支払いの要否を問わず不履行リスクを一律に反映することが¹⁵⁾、パラグラフ37に即した取扱いとなる。

3.1.3 2つの解釈

以上より明らかなおと、不履行リスクの取扱いについて、パラグラフ36と37から異なる解釈が導出される(IASB 2022f, par. 5.34)。本稿は、便宜上、その2つの解釈に「解釈A」、「解釈B」という呼称を付すこととする。解釈Aはパラグラフ36、解釈Bはパラグラフ37に基づく解釈である。

解釈A：引当金の決済に要するキャッシュアウトフローに企業の不履行リスクに関する相手方に対する補償としてのプレミ

ムが加算されない場合(加算される場合)、割引計算に用いる利子率に不履行リスクを反映しない(反映する)。

解釈B：引当金の決済に要するキャッシュアウトフローに企業の不履行リスクに関する相手方に対する補償としてのプレミアムが加算されるかを問わず、割引計算に用いる利子率に不履行リスクを反映する。

3.2 リスク調整(パラグラフ42および43)

IAS第37号は、多くの事象および状況において不可避免的に生じるリスクおよび不確実性を、引当金の最善の見積りに反映することとしている(IAS 37, par. 42)。そして、ここにいう「リスク」は、「結果の変動可能性」を意味するとされる。端的に言えば、パラグラフ42は、引当金の割引計算において「リスク調整」とよばれる計算手続を要することを明らかにしている。そして、IAS第37号は、リスク調整をつうじて引当金額が増額することを前提としている(IAS 37, par. 43)。つまり、割引計算に用いる利子率を引き下げるかまたはキャッシュアウトフローを増額することによってリスク調整を行うということである。

これに関して、「スタッフペーパー12A」は、引当金会計基準の開発経緯をふまえた興味深い推定を試みている。IAS第37号は、(当時の)英国会計基準審議会(ASB)との共同プロジェクトの一環で開発された基準である(FRS 12, par. 7 of Appendix VII)。ASBは、IAS第37号と実質的な差異がないFRS第12号「引当金、偶発負債、および偶発資産」を公表している¹⁶⁾。もともと、FRS第12号には、引当金の割引計算に用いる利子率についての独自の指針¹⁷⁾が盛り込まれている(FRS 12,

¹⁵⁾ パラグラフ37は、報告期間の終了日における相手方との決済または第三者への移転が現実的ではなかった(不可能であるかまたは可能であっても法外な費用を要する)としても、相手方との決済または第三者への移転を想定した見積りが「最善の見積り」となるとしている(IAS 37, par. 37)。

¹⁶⁾ IAS第37号とFRS第12号は、いずれも1998年9月に公表された。

¹⁷⁾ 例えば、FRS第12号は、割引計算を行うキャッシュフローが「現在の価格」を表現する場合には「実質利子率(real discount rate)」を、「将来の価格」を表現する場合には「名目利子率(nominal rate)」を用いることとしている(FRS 12, par. 50)。

Appendix VI)。そして、当該指針は、FRS第12号に先がけてASBが公表したワーキングペーパー「財務報告における割引」と整合的であるとされる (FRS 12, par. 24 of Appendix VII)。

「ワーキングペーパー」の第2章「リスク」には、引当金の測定におけるリスク調整の設例が提示されている (ASB 1997, par. 2.10)。当該設例は、割引計算に用いる利率を引き下げたことでキャッシュアウトフローの変動可能性を調整することにより¹⁸⁾、割引後キャッシュアウトフローが増加することを明らかにしている¹⁹⁾。これは、「ワーキングペーパー」が、企業が義務を決済しない可能性 (利率を引き上げることにより割引後キャッシュアウトフローが減少する要素) をリスク調整の対象として念頭に置いていないことを示唆している。そうすると、(当時の) IASBおよびASBは、引当金会計基準の共同開発に際し、そもそもリスク調整の対象として不履行リスクの存在を念頭に置いていなかったのではないかと推定²⁰⁾されるのである (IASB 2022f, pars. 3.11 and 5.10)。

3.3 割引計算に用いる利率 (パラグラフ45ないし47)

IAS第37号は、貨幣の時間的価値に重要性が認められる場合、義務を決済するために要すると予想される支払額の割引現在価値をもって引当金を測定することとしている (IAS 37, par. 45)。そして、割引計算に用いる利率については、「貨幣の時間的価値」と「負債に固有のリスク」に関する現在の市場における評価を反映した税引前の利率を用いることとされる (IAS 37, par. 47)。いいかえれば、「企業に固有のリスク」を引当金の割引計算に用いる利率に反映しないことが、パラグラフ47と整合的な取扱いとなる。

これについて、IFRS-ICは、「自己の信用リスク (不履行リスク)」に関するアジェンダ (却下) 決定 (2011年3月) において、「自己の信用リスク (不履行リスク)」を引当金額に反映しないことが (当時の) 支配的な実務となっているという理解をふまえ、実務上、「自己の信用リスク (不履行リスク)」が「負債に固有のリスク」ではなく「企業に固有のリスク」に該当するという見解を提示した (IAS 37, E5; IFRS-IC 2011, p. 4)。

18) これにより、割引計算に用いる利率は、無リスク利率を下回る。ちなみに、「結果の変動可能性」を利率に調整することができるということは、「結果の変動可能性」がIAS第37号パラグラフ47にいう「負債に固有のリスク」に該当することを示唆している(3.3を参照)。

19) 当該設例は、『International GAAP』(EY) においても引用されており、よく知られている設例である。そして、本邦において『International GAAP』の訳書が刊行されており、当該設例は訳書 (アーンスト・アンド・ヤングLLP著・EY新日本有限責任監査法人監修(2022, pp. 212-213)) においても提示されている。そこで、本稿は、紙幅の都合もあり、当該設例の提示を割愛する。

20) この推定が正しいとすれば、「企業がキャッシュアウトフローの実際発生額と予想額が乖離するリスクから解放されるために要する合理的な支払額を測定すること」が、IAS第37号が念頭に置くリスク調整の具体的な目的となろう (IASB 2015, par. 3.20; IASB 2020b, par. 3.31)。

IV 不履行リスクの取扱いの決定要因

本稿は、「スタッフペーパー12A」が識別した9つの決定要因 (IASB 2022f, chapter 5; IASB 2022k, pp.9-11) を出発点として、本稿が現行基準を所与として不履行リスクの取扱いを演繹的に決定するアプローチを採ること、さらにはCMAC会議の議事録 (IASB 2022j) を勘案することにより、最終的に次の7つを決定要因として識別することとした²¹⁾。以下、それぞれの詳細について言及する。

1. 不履行リスクの特性
2. 適用対象となる項目の特性
3. 測定の不確実性
4. 測定原則との整合性
5. 提供される情報の有用性
6. 負債のパラドックス
7. 開示の充実²²⁾

21) 本稿は、必ずしもすべての決定要因を網羅したうえで7つの決定要因を識別したわけではない。また、決定要因として識別される可能性を有するものの、決定要因としなかったものの取扱いは、次のとおりである。

・「スタッフペーパー12A」は、「概念フレームワークにおける測定概念」を決定要因のひとつに識別している。しかし、本稿は、引当金プロジェクトと同様、概念フレームワークが提示する測定基礎のうち、引当金の測定基礎として適合する「履行価値 (fulfilment value)」の適用 (赤塚 (2020, pp. 140-178) を参照) を前提としない。したがって、本稿は、これを決定要因として識別しないこととした。

・「スタッフペーパー12A」は、「基準設定時点の (当時の) IASCの想定」(Ⅲ節 (3.2) を参照) を決定要因のひとつに識別している。しかし、これは、IAS第37号の公表から四半世紀を経過しようとしている現在において、むしろ基準の不備を補うことを促す要因と位置づけるべきであると考えられる。したがって、本稿は、これを決定要因として識別しないこととした。

・「スタッフペーパー12A」は、「米国基準とのコンバージェンス」を決定要因のひとつに識別している。例えば、ASC 410-20「資産除去義務」は、資産除去義務を公正価値によって測定し、その見積計算において信用リスクを反映した無リスク利率を用いた割引計算を行うこととしている (ASC 410-25-4, 410-20-30-1, and 410-20-35-8)。そこで、IFRS基準としても、

4.1 不履行リスクの特性

不履行リスクの特性は、引当金の割引計算に用いる利率に「負債に固有のリスク」を反映することを明示したIAS第37号パラグラフ47 (Ⅲ節 (3.3) を参照) との関係において、不履行リスクの取扱いを大きく左右する要因となりうる。それにもかかわらず、引当金に関連する不履行リスクの特性をめぐっては、解釈が分かれている。

現時点におけるIASBの公式見解によれば、不履行リスク (自己の信用リスク) は、「企業に固有のリスク」に該当する (Ⅲ節 (3.3) を参照)。他方、引当金プロジェクトのスタッフによる予備的見解 (2022年10月~11月時点) は、不履行リスクが負債に固有の要素の影響を受けることを明確にしたうえで (Ⅱ節 (2.1) を参照)、不履行リスクが「負債に固有のリスク」に該当するとしている (IASB 2022k, p. 9)。引当金プロジェクトは、今後、これを前提として検討をすすめていくものと思われる。

引当金の割引計算に用いる利率に不履行リスクを反映するよう明確にすることが、米国基準とのコンバージェンスに資するように思われる。もっとも、IAS第37号とそれに関連する米国基準には、他にも多くの差異がみられる。例えば、ASC 410-20は、公正価値測定を適用しており、この点においてIAS第37号と根本的に相違する。そこで、不履行リスクの取扱いを統一しただけでは財務諸表作成者および財務諸表利用者のいずれにとってもさほど有益であるとはいえないことから (IASB 2022f, par. 5.56)、本稿は決定要因として識別しないこととした。

・そのほかにも、「利害関係者 (財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人、各国基準設定主体等) の意見」も、決定要因となりうる。もっとも、利害関係者の意見は、現在集約中である (注6を参照)。また、これは、例えば「提供される情報の有用性」や「負債のパラドックス」等、本稿が識別した要因に基づく検討に影響を及ぼすものとなる (V節 (5.1および5.3.3) を参照)。以上をふまえ、本稿は、これを独立した決定要因として識別しないこととした。さらに、「継続企業の前提」も決定要因となりうる。もっとも、これは、本稿が識別した「負債のパラドックス」に対する賛否に影響を及ぼすものであることから (4.6を参照)、独立した決定要因として識別しないこととした。

22) これは、CMAC会議の議事録をふまえて筆者が独自に識別したものである。

4.2 適用対象となる項目の特性

IAS第37号の適用対象となる項目は、適用対象とならない負債項目と比べて、次の固有の特性を有する (IASB 2015, par. 2.19 (a) ; IASB 2022f, par. 5.24 ; IASB 2022h, p. 6 ; IASB 2022k, p. 10)。

- ・企業自身の行動を契機とする、対価を受領しない取引によって生じる。いかえれば、商業上の価格が決定される交換取引 (commercially-priced exchange transactions) によって生じない²³⁾。
- ・法規制その他を根拠として生じる²⁴⁾。
- ・国民の代理として行動する政府等の相手方は²⁵⁾、必ずしも不履行リスクに対する補償を企業に要求するわけではない。補償を要求しない相手方は、そのまま不履行リスクを受忍するか、または不履行に備えた基金への拠出を企業に求める等の手段を講じる。

以上より、IAS第37号の適用対象となる項目は、総じて次の固有の特性を有すると認められる (IASB 2022f, par. 5.25)。

- ・商業上の価格が決定される取引によって生じない。
- ・決済に要する支出額に不履行リスクに関する相手方への補償としてのプレミアムが含まれない。

後者の特性を具体的な項目と照合してみれば、財または用役を提供する義務 (例えば、資産除去

義務や環境修復負債) の決済に要する支出額は、財または用役の提供に要する「原価 (cost)」のみで足りる。また、特定の市場において事業活動を営む企業に対する賦課金の支払義務は、企業の信用状況とは無関係である。これらについては、たしかに決済に要する支出額に不履行リスクに対するプレミアムは含まれない (IASB 2022f, par. 5.25)。もっとも、このような特性を有しない項目も存在する。例えば、不履行リスクを反映した遅延利息の支払いを条件として賦課金の支払期限の延長が認められた場合や、訴訟における賠償金の支払いについて分割払いが認められ、分割払額に企業の不履行リスクが勘案される場合、決済に要する支出額に不履行リスクに対するプレミアムが含まれる。もっとも、そのような項目は、稀とされる (IASB 2022f, par. 5.25)。

4.3 測定の不確実性

前項において言及したとおり、IAS第37号の適用対象となるほとんどの項目が、商業上の価格が決定される交換取引によって生じることがない。加えて、それらが取引の対象とされることも稀である。これは、ほとんどの場合、IAS第37号の適用対象となる項目に関連する不履行リスクが観察不可能であり、割引計算に用いる利子率に不履行リスクを反映するとすれば見積りを要することを意味する。そうすると、不履行リスクの見積りに主観的な判断が介入することによって不履行リスクの調整額について測定の不確実性が高くなり、ひいては

23) 唯一ともいえる例外として、製品保証は、交換取引によって生じる。もっとも、IAS第37号の適用対象となる製品保証は、IFRS第15号「顧客との契約によって生じる収益」をつうじて、顧客が当該保証を分離して購入するオプションを有しないものに限定される (IFRS 15, par. B30)。したがって、IAS第37号の適用対象となる製品保証は、交換取引によって生じるにもかかわらず、観察可能な取引価格を有しない (IASB 2015, par. 2.19)。

24) 例えば、特定の市場において稼得した収益に対する賦課金、企業が営む事業活動によって生じた土壌汚染の修復、過失により他者(社)に損害を与えたことに対する補償が該当する。

25) IAS第37号は、特定の相手方が存在しない社会に対する義務が存在することを明確にしている (IAS 37, par. 20)。資産除去義務および環境修復負債は、その典型である。

企業間の比較可能性が損なわれる可能性がある (IASB 2022f, par. 5.50; IASB 2022g, p. 8; IASB 2022h, p. 6; IASB 2022k, pp. 6 and 11)。

さらに究極的にいえば、不履行リスクの調整額が測定不能であることを理由に、引当金の認識要件を充足しないと判定される可能性もある²⁶⁾ (IASB 2022f, par. 5.52)。これは、不履行リスクの取扱いが引当金の認識についての判定結果を大きく左右する要因となりうることを示唆している。不履行リスクの調整額の測定可能性を理由として、多くの引当金の決済に要する原価相当額すら認識しないという帰結を受け入れることは難しいであろう²⁷⁾。

なお、引当金の決済に要するキャッシュアウトフローに企業の不履行リスクに対する補償としてのプレミアムが加算され、かつ、プレミアム相当額を別個に測定できる項目については、上述のような測定の不確実性に関する懸念が生じることはない (IASB 2022f, par. 5.54)。もっとも、前項において言及したとおり、そのような項目がそもそも稀な存在であるとすれば、測定の不確実性が問題とならない状況は稀ということになる。

4.4 測定原則との整合性

引当金の測定原則すなわちIAS第37号パラグラフ36および37との整合性は、不履行リスクの取扱いを決定する重要な要因のひとつとなる (IASB 2022f, par. 5.31)。それにもかかわらず、2つのパラグラフから導出される不履行リスクの取扱いは異なる (Ⅲ節(3.1)を参照)。つまり、引当金の測定原

則との整合性を問うただけでは、不履行リスクの取扱いを演繹的に決定することはできないのである (V節(5.1)を参照)。

4.5 提供される情報の有用性

財務諸表が提供する情報の有用性についての判断は、時として会計基準の方向性を大きく左右する。例えば、IFRS第17号「保険契約」は、「発行者が履行しなければならない負債に関連する自己の信用リスクに関する情報と、発行者の自己の信用リスクが変動することに伴い生じる利得および損失に関する情報は、財務諸表利用者にとって目的適格的であるとはいえない。」という利害関係者の意見に即して、企業自身の不履行リスクの変動による影響を保険契約負債の測定に反映しても有用な情報を提供しないと結論づけ、履行キャッシュフローに企業の不履行リスク²⁸⁾を反映しないこととした (IFRS 17, pars. 31 and BC197)。

そこで、引当金についても、不履行リスクの取扱いによって財務諸表が提供する情報にいかなる相違が生じるのか把握しておく必要がある。次頁の表6は、IAS第37号パラグラフ36および37から導出される2つの解釈に基づき引当金を測定した場合に財務諸表が提供する引当金に関する情報内容を対照表示したものである。

ちなみに、究極的にいえば、解釈Aを採れば、財務諸表をつうじて引当金の「原価」に関する情報が提供される。他方、解釈Bを採れば、引当金の「価値」に関する情報が提供される。いずれの情

²⁶⁾ IAS第37号は、「信頼性をもって義務額を見積もることができること」を引当金の認識要件のひとつとしており、当該要件を充足しない状況は「極めて稀」であるとしている (IAS 37, pars. 14 (c) and 26)。しかし、不履行リスクを一律に反映することとすれば、本文に示したような引当金の認識要件を充足しない状況は、これまでよりも頻繁に起こりうると考えられる。

²⁷⁾ もちろん、不履行リスクを一律に反映することを基準上の原則とした場合であっても、不履行リスクの調整額についての測定の不確実性が高くなる場合、引当金の決済に要する原価相当額をもって引当金を認識するよう容認することが、現実的な方策となるように思われる。もっとも、これは、多くの項目が測定可能性の問題に直面するであろうという実態に照

らせば、ともすれば基準を骨抜きにしてしまうものでもある。また、不履行リスクを反映した利子率として、企業の借入利子率を代替的に用いることも考えられる。しかし、不履行リスクの構成要素に照らせば (Ⅱ節(2.1)を参照)、引当金と借入金に関連する不履行リスクには大きな相違があると認められるから、企業の借入利子率を用いることによって測定の不確実性の問題をクリアしようとする方策は適切であるとはいえない (IASB 2022f, par. 5.51; IASB 2022g, p. 8)。

²⁸⁾ IFRS第17号は、IFRS第13号による不履行リスクの定義を援用している (IFRS 17, par. 31)。

表6 財務諸表をつうじて提供される引当金に関する情報内容

解釈A(パラグラフ36)	解釈B(パラグラフ37)
<p>【不履行リスクを反映しない場合(ほとんどの場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引当金額は、将来における義務の決済に備えて、報告期間の終了日において企業が安全資産に投資を要する額(見積将来キャッシュフローの確実性等価額)に関する情報を提供する。 ・各期における割引計算に伴う振戻額は、貨幣の時間的価値に関する情報を提供する。 ・不履行リスクに関する費用が生じないことによって、「相手方に不履行リスクプレミアムを支払うことを要しない」旨の情報を提供する。 <p>【不履行リスクを反映する場合(稀な場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引当金額は、将来における義務の決済に備えて、報告期間の終了日において企業が安全資産に投資を要する額(報告期間の終了日までに生じた不履行リスクプレミアム相当額を含む)に関する情報を提供する。 ・各期における割引計算の振戻しに用いる利率は、相手方が要求する不履行リスクプレミアム(実際に企業に生じる費用)に関する情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引当金額は、報告期間の終了日において義務を決済するかまたは移転するために要する合理的な支払額の経済的価値に関する情報を提供する。 ・実際には不履行リスクプレミアムの支払いを要しない場合、引当金の経済的価値は、「リスクプレミアムの支払いを要する他の同一の負債と比べて不利にならない」旨の情報を提供する。また、「相手方が有する請求権の価値が、相手方から不履行リスクに対する補償を要求された場合と比べて小さくなる」旨の情報を提供する。 ・発生した費用または取得した資産の原価は、当該費用または資産の経済的価値を正確に反映した情報を提供する。 ・各期における割引計算の振戻しに用いる利率は、貨幣の時間的価値に関する情報を提供するとともに、相手方に移転された不履行リスクに関する情報を提供する(リスクプレミアムの支払いを問わない)。 ・相手方に不履行リスクを移転することにより、引当金額は、「現在の価値(current value)」によって測定される他の負債との比較可能性が担保された情報を提供する。

(IASB 2022f, pars. 5.40-5.43; IASB 2022h, pp. 9-10; IASB 2022k, pp. 12-13をもとに筆者作成)

報が財務諸表利用者にとってより有用であるか判断するためには²⁹⁾、今後の利害関係者の意見の集約を待たねばならない。

4.6 負債のパラドックス

負債の事後測定に際し、企業の信用状況が悪化したことに伴い不履行リスクが上昇すれば、割引計算に用いる利率を引き上げる必要がある。こ

のとき、負債額が減少することと引換えに利得(負債評価益)が生じる。逆に、企業の信用状況が改善されたことに伴い不履行リスクが低下すれば、割引計算に用いる利率を引き下げる必要がある。このとき、負債額が増額することと引換えに損失(負債評価損)が生じる。このような現象は、「負債のパラドックス」とよばれ、利害関係者から「直観に反する」として否定的に捉えられることも多い

²⁹⁾ 実際の基準設定における測定額の有用性についての最終的な判断は、IFRS第17号と同様、利害関係者の意見をふまえてIASBが行う。

(IASB 2022f, pars. 5.45-5.46)。

もちろん、このような現象は、「富の移転」という観点から肯定することができる。負債と純資産は、企業に対する性質の異なる請求権である。そして、「資産＝負債＋純資産」という等式が成り立つことを前提とすれば、負債の変動額は、負債と純資産との間に生じた「富の移転」を意味する。そうすると、「富の移転」を認識すべく、信用状況の変化に伴う負債の変動額も認識すべきとなる (IASB 2009, pars. 32-33)。その一方で、信用状況の悪化に伴い生じる利得が有用な情報となるのは、利得を実現³⁰⁾できる場合に限られる。しかし、負債の多くは、実際には買い戻すかまたは移転することによってそのような利得を実現することができない。そうすると、多くの場合、信用状況が悪化しても義務が実際に減少することはなく、企業は、当初の義務額をもって決済する必要がある。それにもかかわらず、企業の信用状況が悪化したことに伴い利得を認識することは、ミスリーディングであるとともに、信用状況が悪化したという事実を隠蔽するおそれがある (IASB 2022f, par. 5.47(a))。加えて、信用状況の悪化に端を発する富の移転の多くが、会計上、債務免除益を意味する負債評価益に対して債務不履行に陥る以前の段階から一方的に実現可能性を付与することとなり、ひいては「継続企業の前提」³¹⁾に抵触することが懸念される (JWG 2000, pars. 4.56-4.58, A.6, and A.17)。

また、このような現象は、「会計上のミスマッチ」という観点から肯定することもできる。企業の資産が公正価値によって測定される場合、当該資産にかかる信用スプレッドが当該資産の公正価値ひいては純利益やその他の包括利益に影響を及ぼすこととなる。そうすると、負債についても信用スプレッド

を反映しなければ、「会計上のミスマッチ」が生じてしまうのである (IASB 2009, par. 42)。しかし、信用状況の悪化は、現在の価値によって測定されていない資産 (固定資産およびのれん) や未認識の無形資産の価値の減少、さらには経営者に対する信用の悪化を示唆するものである。このように資産側の価値の減少が完全に認識されていないにもかかわらず、負債側で信用リスクを反映すれば、上述とはまた別の意味での「会計上のミスマッチ」が生じてしまうのである (IASB 2009, par. 53)。

4.7 開示の充実

不履行リスクを反映する場合、情報利用者の求めに応じて、不履行リスクが引当金額に及ぼす影響を理解することに資する情報を追加開示する必要が生じる可能性がある (IASB 2022h, p. 10; IASB 2022k, p. 13)。これについて、CMAC会議において、割引計算に用いる利子率に自己の信用リスクを反映することとしたうえで、次の情報を追加開示するという方策が提案された (IASB 2022h, p. 16; IASB 2022j, par. 40)。

- (a) 割引前キャッシュアウトフロー
- (b) 貨幣の時間的価値による影響額 (無リスク利子率を用いてキャッシュアウトフローを割り引くことによる影響額)
- (c) 自己の信用リスクを反映することによる影響額
- (d) 自己の信用リスクを無リスク利子率に調整する理由と調整の程度
- (e) 感度分析³²⁾

30) なお、ここに示す議論は、IFRS第15号が公表される以前のものである。

31) 財務諸表は、通常、企業が継続企業であり、予測可能な将来にわたって事業を継続するという前提のもとにおいて作成される (IASB 2018, par. 3.9)。

32) 具体的には、利子率を1%刻みで変化させた場合における引当金額を開示することが提案されている。

注目すべきは、(a)、(b)、および(c)のとおり、引当金額を構成要素ごとに分解して開示する点である³³⁾。このようなかたちで開示を充実させることにより、不履行リスクを反映しなかった場合の情報も容易に入手できるようになることから、財務諸表利用者の多様な情報ニーズに配慮しつつ不履行リスクを反映できるようになる。

V 不履行リスクの取扱いの決定

5.1 識別した決定要因の分類に関する

基本的な考え方

本稿が識別した決定要因を同列に扱おうと、不履行リスクの取扱いを一本化することができない。そこで、本稿が識別した決定要因を、「主要な決定要因」と「副次的な決定要因」に分類する。まず、現行基準を所与として不履行リスクの取扱いを演繹的に決定するアプローチを採るとすれば、引当金の測定原則からあるべき取扱いを決定することを最優先しなければならないはずである。したがって、「測定原則との整合性」は、必然的に本稿における主要な決定要因（第一義的な決定要因）となる。

もっとも、繰り返し言及してきたとおり、引当金の測定原則から異なる解釈が導出されてしまうことから、「測定原則との整合性」のみを主要な決定要因とただけでは不十分である。そこで、解釈を一本化すべく、他の要因も主要な決定要因とする必要がある。これについて、会計基準は、個々に適用対象となる（適用対象とならない）項目を明確にしている。このことに着目すれば、IAS第37号の適用対象となる項目の特性と整合的であるよう不履行リスクの取扱いを決定することを優先すべき

である³⁴⁾。そうすると、「適用対象となる項目の特性」も、本稿における主要な決定要因となる。

さらに、財務報告の目的に照らせば、情報利用者（資金提供者）の意思決定にとって有用な情報を提供することができるようなかたちで、引当金の測定原則を解釈することを優先すべきである。そうすると、「提供される情報の有用性」も、本稿における主要な決定要因となる。もっとも、財務諸表において提供される引当金に関する情報の有用性については、現在、利害関係者の意見の集約が行われているところである。そこで、本稿においては、これを主要な決定要因としつつも暫定的な取扱いをせざるをえない。

そして、これら以外の要因は、本稿が採るアプローチとのマッチングに照らして、副次的な決定要因に分類する。

以上を本稿において識別した決定要因の分類に関する「基本的な考え方」として、以下、不履行リスクの取扱いを決定する。

5.2 主要な決定要因に基づく取扱いの決定

「測定原則との整合性」を主要な決定要因とすることは、IAS第37号が提示する測定原則と整合的であるよう不履行リスクの取扱いを決定すべきことを意味する。これについて、次に再掲するとおり、IAS第37号パラグラフ36と37から異なる解釈が導出される。

解釈A：引当金の決済に要するキャッシュアウトフローに企業の不履行リスクに関する相手方に対する補償としてのプレミアムが加算されない場合（加算される場合）、割引計算に用いる利子率に不履行リスクを反映しない（反映する）。

33) なお、結果の変動可能性に関するリスク調整を行うことによる影響額を追加明示することについては言及されていない。

34) ちなみに、本稿の検討対象ではないが、概念フレームワークとの整合性に着目してIAS第37号のアップデートを試みる場合には、IAS第37号の適用対象となる項目の特性に即して認識要件の取扱いや適用すべき測定基礎を決定することができる（赤塚(2020)を参照）。

解釈B：引当金の決済に要するキャッシュアウトフローに企業の不履行リスクに関する相手方に対する補償としてのプレミアムが加算されるかを問わず、割引計算に用いる利子率に不履行リスクを反映する。

そこで、次に、もうひとつの主要な決定要因とした「適用対象となる項目の特性」に着目すると、IAS第37号の適用対象となる項目は、総じて、決済に要する支出額に不履行リスクに関する相手方への補償としてのプレミアムが含まれないという特性を有する。したがって、「プレミアムの要否」という特性に着目すれば(Ⅳ節(4.2)を参照)、「プレミアムが含まれない項目(含まれる項目)には不履行リスクを反映しない(反映すること)」が、IAS第37号の適用対象となる項目の特性に忠実な取扱いとなる。そして、このような取扱いは、解釈Aと完全に合致するものである。

さらに、今後、仮に「(プレミアムの支払いを要する一部の項目を除き)不履行リスクを引当金額に反映しても有用な情報を提供するとはいえない」という意見が大勢を占めることが判明すれば、「提供される情報の有用性」は、他の2つの主要な決定要因と何ら矛盾することなく、解釈Aを支持する決定要因となる。もちろん、現状において、これは憶測の域を出ない言明にすぎない。

なお、決済に要する支出額に不履行リスクに関する相手方への補償としてのプレミアムが含まれる項目は、稀とされる(Ⅳ節(4.2)を参照)。そこで、解釈Aを次のとおり書き換えることとする。これにより、「不履行リスクを反映しないことが支配的な取扱いとなるものの、不履行リスクを反映する可能性までは否定しない」という基準設定上のスタン

スを明確にすることができる。

引当金の決済に要するキャッシュアウトフローに企業の不履行リスクに関する相手方に対する補償としてのプレミアムが加算される稀な場合を除き、割引計算に用いる利子率に不履行リスクを反映しない。

5.3 副次的な決定要因の役割機能の考察

5.3.1 不履行リスクの特性

IAS第37号パラグラフ47(Ⅲ節(3.3)を参照)を所与として、IASBの公式見解のとおり不履行リスクが「企業に固有のリスク」に該当すると解すれば、不履行リスクを反映しないということになる。他方、引当金プロジェクトのスタッフによる予備の見解のとおり不履行リスクが「負債に固有のリスク」に該当すると解すれば、不履行リスクを反映することとなる。つまり、解釈が一本化されていない現状において、「不履行リスクの特性」は、解釈Aも解釈Bも支持しうる決定要因となる。

なお、引当金プロジェクトのスタッフによる予備の見解のとおり不履行リスクを「負債に固有のリスク」と解し、かつ、主要な決定要因に依拠して解釈Aを採用とすれば、パラグラフ36(解釈A)とパラグラフ47との間に不整合が生じる。しかし、引当金の割引計算の具体的な手法を定めるパラグラフ47は、引当金の測定原則に「従たる」パラグラフと位置づけられる。そうであるならば、パラグラフ36と整合するようパラグラフ47を修正することによって、パラグラフ間の不整合の解消をはかるべきように思われる。そして、かかる方策が実行可能であるとすれば³⁵⁾、事実上、上記いずれの見解も解釈Aを採用することを妨げる要因とはならない。したがって、「不履行リスクの特性」は、副次的な決

35) 例えば、パラグラフ47の文言を維持したうえで、「(「負債に固有のリスク」に該当する)不履行リスクについては稀な場合を除き引当金の割引計算に用いる利子率に反映しないこと」を旨とする例外規定を追加することが考えられる。

定要因としたほうがよいであろう。

5.3.2 測定の不確実性

商業上の価格が付された取引によって生じることがない項目については、不履行リスクの調整額に関する測定の不確実性が高くなる。他方、引当金の決済に要するキャッシュアウトフローに企業の不履行リスクに対する補償としてのプレミアムが加算され、かつ、プレミアム相当額を別個に測定できる項目については、測定の不確実性は問題にならない(IV節(4.3)を参照)。

このように、測定の不確実性の水準は、IAS第37号の適用対象となる項目の特性に依存する。したがって、「測定の不確実性」は、主要な決定要因である「適用対象となる項目の特性」を支持する副次的な決定要因と位置づけることができ、解釈Aを支持する決定要因となる。

5.3.3 負債のパラドックス

「負債のパラドックス」問題は、肯定的にも否定的にも捉えることができる(IV節(4.7)を参照)。したがって、「負債のパラドックス」は、利害関係者の意見の大勢に応じて解釈Aも解釈Bも支持しうる決定要因となるから、副次的な決定要因としたほうがよいであろう。

ちなみに、資産除去義務については、事後測定における変動額も、借方側において関連する有形固定資産の簿価に加減算される。これにより、不履行リスクを反映しても、企業の信用状況が変化した直後の損益計算に影響を及ぼすことはない³⁶⁾。したがって、当該項目については、パラドックス問題はそれほど深刻な問題にはならないと考えることもできる(IASB 2022f, par. 5.49; IASB

2022k, p. 11)。仮にこのような「割り切った」考え方がひろく受け入れられるというのであれば、「負債のパラドックス」を決定要因とする必然性もないように思われる。

5.3.4 開示の充実

「開示の充実」は、不履行リスクを反映することを前提とした決定要因である。したがって、解釈Bを支持する副次的な決定要因となる。具体的には、「提供される情報の有用性」に基づき解釈Bを支持する場合、「開示の充実」がそのことを支持する決定要因となる。もっとも、他の決定要因との優先劣後関係や本稿が採るアプローチとの親和性にも照らして、これ単独で解釈Bを採ると結論づけることには無理がある。

VI | 本稿の結論と課題

前節における検討より、本稿においては、「引当金の決済に要するキャッシュアウトフローに企業の不履行リスクに関する相手方に対する補償としてのプレミアムが加算される稀な場合を除き、割引計算に用いる利率に不履行リスクを反映しない。」と結論づけられた。これは、「適用対象となる項目の特性」に着目することにより、「不履行リスクを反映しないことを支配的な取扱いとするものの、不履行リスクを反映する可能性までは否定しない。」という基準設定上採るべき具体的なスタンスも勘案した結論である。

なお、本稿の結論を採るとすれば、測定原則の修正に関する拡大検討を行うことが不可避となる。とくに、解釈Bの根拠となるパラグラフ37を削除すべきかが、主要な論点となる³⁷⁾。また、基準が対

36) 信用状況の変化に伴う変動額を関連する有形固定資産の簿価に加減算しない場合、当該変動額(減少額)は、発生直後に例えばその他の包括利益に計上される可能性がある。このように、引当金相当額の借方側の会計処理は、損益計算の方法にも大きな相違をもたらす。

象とする「不履行リスク」の定義を策定し、その構成要素と特性を明らかにし、必要に応じてパラグラフ47を修正する必要がある。さらに、割引計算の影響を受けやすいとされる項目について不履行リスクを反映する実務が定着している業種や法域からの反発も大きいことが予想される。そこで、基準設定上、何らかの経過措置を講じることについて検討する必要もあろう。その他、不履行リスクを反映しない場合であっても、引当金の割引計算に関する開示情報の充実について検討を行う必要もあろう。これらは、本稿の結論を前提とした今後の課題である。

翻って、今後、仮に「プレミアムの支払いの要否を問わず、不履行リスクを引当金額に反映することが有用な情報を提供する。」という意見が大勢を占めることが判明すれば、「提供される情報の特性」と他の2つの主要な決定要因との間に緊張関係が生じ、解釈Bを採る余地が生じる。この点において、本稿の結論の説得力には（現状において）限界があり、引当金プロジェクトの動向を注視する必要がある³⁸⁾。

【付記】

本稿は、2022年(令和4年)度滋賀大学経済学部学術後援基金による研究成果である。

参考文献

- ◎ ASB. 1997. *Discounting in Financial Reporting*. Working Paper.
- ◎ ————. 1998. *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*. FRS 12.
- ◎ FASB. 2022. *Accounting Standards Codification*.
- ◎ IASB. 2009. *Credit Risk in Liability Measurement*. Staff Paper Accompanying DP/2009/2.
- ◎ ————. 2015. *Possible Problems with IAS 37*. Agenda Paper 14B.
- ◎ ————. 2019. *Discount Rates in IFRS Standards*. Project Summary.
- ◎ ————. 2020a. *Project Proposal*. Provisions. Agenda Paper 22.
- ◎ ————. 2020b. *Research Summary*. Provisions. Agenda Paper 22A.
- ◎ ————. 2020c. *IASB Update*. January 2020.
- ◎ ————. 2022a. *The Annotated Issued IFRS® Standards—Standards Issued at 1 January 2022*.
- ◎ ————. 2022b. *Project Review*. Provisions—Targeted Improvements. Agenda Paper 12B.
- ◎ ————. 2022c. *IASB Update*. February 2022.
- ◎ ————. 2022d. *Feedback Statement: Third Agenda Consultation*.
- ◎ ————. 2022e. *Snapshot: Third Agenda Consultation*.
- ◎ ————. 2022f. *Discount Rates—Non-performance Risk*. Provisions—Targeted Improvements. Agenda Paper 12A.
- ◎ ————. 2022g. *Discount Rates—Non-performance Risk*. Provisions—Targeted Improvements to IAS 37. Agenda Paper 3.
- ◎ ————. 2022h. *Discount Rates—Credit Risk*. Provisions—Targeted Improvements to IAS 37. Agenda Paper 1.
- ◎ ————. 2022i. *IASB Update*. October 2022.
- ◎ ————. 2022j. *Meeting Summary*. Capital Markets Advisory Committee. Date 6 October 2022.

37) 引当金プロジェクトは、「履行価値」の適用を前提とした測定原則と測定規定の試案を作成している (IASB 2020b, Appendix B)。当該試案は、企業が自ら履行することによって義務を決済するというIAS第37号の適用対象となる項目の特性に照らした前提と整合的ではないことを根拠として、パラグラフ37を削除している(赤塚(2021, 補遺)を参照)。

38) ただし、本稿が副次的な決定要因とした「測定の不確実性」に照らせば、実行可能性やコストベネフィットの制約もあり、解釈Bを採ることは容易ではないように思われる。

- ◎———. 2022k. *Discount Rates – Non-performance Risk*. Provisions – Targeted Improvements to IAS 37. Agenda Paper 5.
- ◎ IFRS-IC. 2011. *IFRIC Update*. March 2011.
- ◎ JWG. 2000. *Financial Instruments and Similar Items*. An Invitation to Comment on the JWG's Draft Standard.
- ◎ アーンスト・アンド・ヤングLLP著・EY新日本有限責任監査法人監修. 2022. 『IFRS国際会計の実務(下巻)』第一法規.
- ◎ 赤塚尚之. 2012. 「非金融負債の公正価値測定と自己の信用リスク」『滋賀大学経済学部研究年報』(19) : pp. 93-104.
- ◎———. 2020. 「IASB『2018年概念フレームワーク』と引当金会計—概念レベル・基準レベルの予備的検討—」 滋賀大学経済学部研究叢書第53号.
- ◎———. 2021. 「履行価値による引当金の測定」『彦根論叢』(427) : pp. 26-43.
- ◎ 企業会計基準委員会. 2022. 「引当金—的を絞った改善」第129回ASAF対応専門委員会資料(資料3).

Treatment of Non-performance Risk in the Measurement of Provisions (IAS 37) Should the Discount Rate Used to Measure Provisions Reflect Non-performance Risk?

Naoyuki Akatsuka

IAS 37 *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets* does not clarify whether non-performance risk (own credit risk) should be reflected when measuring provisions. In addition, determining the treatment of non-performance risk is sometimes viewed as being within the scope of “choice of accounting policy”. These circumstances have resulted in a diversity of accounting practices regarding the treatment of non-performance risk across jurisdictions and industries, making inter-company comparisons of provision amounts difficult.

In this regard, the IASB’s maintenance project “Provisions-Targeted Improvements” (Provisions Project) now focuses on the treatment of non-performance risk in the measurement of provisions. This paper examines the treatment of non-performance risk by taking into account the developments in the Provisions Project. It should be noted that the Provisions Project does not consider the *Conceptual Framework* published in 2018. In addition, the project is currently in the process of gathering stakeholder views. In light of these real-life limitations in standard setting, this paper adopts a “deductive” approach to determine the treatment of non-performance risk, and views the current standards as a given in determining a more principled treatment.

The outline of the paper is as follows. Section II details the relevant terms and clarifies their usage in this paper. Next using examples, the effects of non-performance risk on a company’s accounting figures and various ratios are identified. Section III organizes the interpretations derived from IAS 37 on the treatment of non-performance risk. Section IV identifies the factors that determine the treatment of non-performance risk, then selects seven factors for consideration and refers to them in detail. Section V categorizes the determinants identified by the paper into three “primary determinants” and four “secondary determinants,” and determines the treatment of non-performance risk based on the primary determinants. Furthermore, the function of the secondary determinants is also discussed. Section VI presents the paper’s conclusions and their limitations, as well as issues based on the conclusions.

Incidentally, this paper concludes that an entity should *not* reflect non-performance risk in the interest rate used in the discount calculation, except in the rare case where the cash outflow required to settle a provision is supplemented by a premium as compensation to the counterparty for the entity’s non-performance risk.

Keywords: Discount rates, IASB, IAS 37, non-performance risk, own credit risk, provision
JEL Classification Codes: M41